

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第1項の規定に基づき、コーヒーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「コーヒー」とは、レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーであって、容器又は包装に密封されたものをいう。ただし、コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約の適用を受けるものは除く。</p> <p>2 この規約において「レギュラーコーヒー」とは、コーヒー樹の種実から採ったコーヒー生豆をいって精製したコーヒーいり豆及びコーヒーいり豆を挽いたコーヒーをいう。</p> <p>3 この規約において「インスタントコーヒー」とは、コーヒーいり豆から得られる抽出液を乾燥した水溶性の粉状、顆粒状その他の固形状のコーヒーをいう。</p> <p>4 この規約において「事業者」とは、コーヒーを製造し、又は輸入して販売する者及びこれらに準ずる者をいう。</p> <p>5 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するコーヒーの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、コーヒーの容器又は包装に、次に掲げる事項をそれぞれレギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるところにより、見やすい場所に邦文(算用数字及び慣用記号を含む。)をもって明りょうに一括して枠内に表示しなければならない。</p> <p>(1) 品名</p> <p>(2) 原材料名(生豆生産国名を含む。)</p> <p>(3) 内容量</p> <p>(4) 賞味期限</p> <p>(5) 保存方法</p> <p>(6) 使用上の注意</p> <p>(7) 挽き方</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 規約第2条第4項に規定する「これらに準ずる者」とは、コーヒーを製造し、又は輸入して販売する者以外の者であってコーヒーに自己の商標又は名称を表示する者をいう。</p> <p>(必要な表示事項の基準)</p> <p>第2条 規約第3条に規定する必要な表示事項は、次の基準により表示するものとする。</p> <p>(1) 品名 「品名」の文字の後に、レギュラーコーヒーについては「レギュラーコーヒー」と、インスタントコーヒーについては「インスタントコーヒー」と、それぞれ表示する。</p> <p>(2) 原材料名・生豆生産国名 「原材料名」の文字の後に「コーヒー豆」と表示し、次に生豆生産国名を見出しをつけて表示する。ブレンドされている場合は、生豆生産国名の主要なものについて、原則として重量の多い順に表示する。</p> <p>(3) 内容量</p>

- (8) 事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地
(9) 輸入品にあつては、原産国名

- 「内容量」の文字の後にグラム（g）又はキログラム（kg）の単位で、単位を明記して表示する。
- (4) 賞味期限
- ア 「賞味期限」は、適正な方法で保存した場合に、その風味及び品質特性を十分保持し得ると事業者が認める期限をいう。
- イ 賞味期限の文字の後に、次のいずれかの方法により「年月」を表示する。ただし、「年月日」表示に代えることができる。
- (ア) 平成9年4月又は平成9年4月30日
(イ) 09. 04 又は 09. 4 あるいは 090430
(ウ) 97. 04 又は 97. 4 あるいは 970430
(エ) 1997. 04 又は 1997. 4 あるいは 1997. 4. 30
- ウ 賞味期限を一括表示欄に記載することが困難と認められる場合は、「賞味期限は缶底に記載」等、記載箇所を指定する方法で、日付を別の箇所に記載することができる。
- (5) 保存方法
- 「保存方法」の文字の後に、次の例に準じ、具体的に表示する。
- ア 直射日光を避ける。
イ 高温多湿を避ける。
- (6) 使用上の注意
- 「使用上の注意」の文字の後に、次の例に準じ、具体的に表示する。
- ア 開封後はできるだけ早く使用する。
イ 濡れたスプーン等は使用しない。
- (7) 挽き方
- 「挽き方」の文字の後に、別表1に定める基準に基づき、「粗（荒）挽き」、「細挽き」等と表示する。ただし、インスタントコーヒーについては、挽き方の表示はしない。
- (8) 事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ア 「製造者」の文字の後に、製造業者氏名（法人にあつては、その名称）及び住所（法人にあつては、本社の所在地）並びに製造所の所在地又は固有記号のいずれかを表示する。
- イ 製造業者の氏名及び住所の代わりに販売業者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所（法人にあつては、本社の所在地）を表示する場合は、「販売者」の文字の後に、販売業者の氏名、住所及び製造所固有記号を表示する。
- ウ 輸入品にあつては、「輸入者」の文字の後に輸入業者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所を表示する。
- (9) 原産国名
- ア 輸入品にあつては、「原産国名」の文字の後に、原産国名を表示する。
- イ 国産品であっても容器又は包装のデザインから、輸入品と誤認されるおそれのある場合は、国産品である旨を表示しなければならない。
- (10) 規約第3条各号に掲げる事項を表示する文字の色及び大きさは、次の基準によるものとする。
- ア 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- イ 表示に用いる文字は、8ポイント以上の活字の大きさの統一のとれた文字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150cm²以下のものにあつては、5.5ポイント以上の大きさの文字とすることができる。

(過大な包装の禁止)

第4条 事業者は、コーヒーについて、その内容量が誤認されるおそれがある容器又は包装を用いてはならない。

(特定事項の表示基準)

第5条 事業者は、コーヒーについて、コーヒー生豆の産地、品種、銘柄その他これらに類する表示をしようとする場合には、施行規則に定める表示基準によらなければならない。

- 2 事業者は、コーヒーについて、焙煎方法を表す「炭焼き」、「赤外線焙煎」、「マイクロウェーブ焙煎」その他これらに類する表示をしようとする場合には、施行規則に定める表示基準によらなければならない。
- 3 事業者は、コーヒーについて、製法上又は製品の特性等を表す「スプレードライ」、「フリーズドライ」、「アグロメレーション」、「カフェインレス」その他これらに類する表示をしようとする場合には、施行規則に定める表示基準によらなければならない。

(不当表示の禁止)

第6条 事業者は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) コーヒーでないものについてコーヒーであるかのように誤認されるおそれがある表示
- (2) コーヒー生豆の生産国、産地、品種、銘柄等について、誤認されるおそれがある表示
- (3) コーヒー豆の配合割合について、誤認されるおそれがある表示
- (4) コーヒーについて、製法、品質、成分、原材料等が実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示
- (5) コーヒーの原産国及び原産地について、誤認されるおそれがある表示
- (6) 客観的な根拠に基づかない「特上」、「特選」、「最高級」等の文言を用いることにより、当該商品が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (7) コーヒーについて、内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器又は包装を用いることにより、内容量が誤認されるおそれがある表示
- (8) コーヒーについて、賞でないものが賞であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (9) コーヒーについて、自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等が当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示
- (10) コーヒーについて、他の事業者又はその製品を中傷

(特定事項の表示基準)

第3条 規約第5条に規定する表示基準は、次のとおりとする。

(1) 規約第5条第1項に規定する表示基準

ア 特定のコーヒー生豆の産地、品種、銘柄等のみを使用している旨表示しようとする場合には、当該コーヒー生豆以外を使用してはならない。

イ 「ブレンド」、「ミックス」等(「」は、コーヒー生豆の産地、品種、銘柄等をいう。)は、当該コーヒー生豆が30パーセント以上使用されているものに限り表示することができる。この場合、「」は9ポイントの活字以上の大きさの文字で表示することができる。

ウ コーヒー生豆の産地、品種、銘柄等については、別表2に定めるとおりとする。

(2) 規約第5条第2項に規定する表示基準

「炭焼き」、「赤外線焙煎」、「マイクロウェーブ焙煎」等の方法は、別表3に定める焙煎時に使用された熱源のみによってすべて焙煎されたものに限り表示することができる。

(3) 規約第5条第3項に規定する表示基準

ア 「スプレードライ」、「フリーズドライ」、「アグロメレーション」等の製法は、別表3に定める当該製法により製造されたものに限り表示することができる。

イ カフェインを90%以上除去したコーヒーにあっては、「カフェインレスコーヒー」、「カフェインフリーコーヒー」、「デカフェネイテッドコーヒー」等と表示する。

(不当表示の禁止)

第4条 規約第6条各号の規定による不当表示に当たるものを例示すると、次のとおりである。

(1) 規約第6条第1号

タンポポ、大豆、玄米等を原材料としているものについてのコーヒー等の表示

(2) 規約第6条第4号

ア 特定の成分又は原材料が多いこと又は少ないことを強調することにより、品質が優れているかのように誤認されるおそれがある表示

イ 「天然」、「自然」、「純」、「純正」、「ピュアー」等の用語

ウ 「生」、「フレッシュ」等の新鮮を意味する文言の表示

(3) 規約第6条第6号

「超」、「究極」等の最上級を意味する文言の表示

(4) 規約第6条第9号

ア ある特定の商品について受けた賞、推奨等であるにもかかわらず、当該事業者に係る他の商品についても、賞、推奨等を受けたかのように誤認されるおそれがある表示

イ 賞、推奨等の表示にかかわる商品又は事業が、実際に賞、推奨等を受けた商品又は事業であることが明りょうに認知できない場合の賞、推奨等の表示

し、ひぼうする表示

(11) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造又は販売に係るコーヒーの内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示

(公正取引協議会の設置)

第7条 この規約の目的を達成するため、全日本コーヒー公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

第8条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。
- (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (9) 会員に対する情報提供に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第9条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。ただし、自己の企業秘密に属する事項の開示が必要となる場合には、事業者は、公正取引協議会が承認した中立的な第三者機関による調査等、秘密保持のための合理的手段を講ずるべきことを、公正取引協議会に対して求めることができるものとする。

3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第10条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を、文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は公正取引委員会に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項又は前2項の規定によ

り警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第11条 公正取引協議会は、第9条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。

3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(施行規則の制定)

第12条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について施行規則を定めることができる。

2 前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、平成18年1月4日から施行する。

(細則等の制定)

第5条 公正取引協議会は、規約及び施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。

2 前項の細則又は運用基準を定め、又は変更し、又は廃止しようとするときは、事前に公正取引委員会に届け出るものとする。

附 則

1 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。

ただし、第2条第4号に掲げる規定に係る表示については、平成17年7月31日までは、なお従前の例によることができる。

2 この施行規則の変更の施行前に事業者が行った表示については、なお従前の例によることができる。

(別表1)

挽き方の基準

挽き方で最も注意しなければならないことは、一定の粒度分布を守ること、熱の発生を極力抑えることが重要とされている。なお、いれ方や器具に適した挽き方も求められるが、一般的には下記を基準とする。

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| 1 粗(荒)挽き.....挽いた粉粒はザラメ状又はそれ以上の粗さ | (ドリップグランド) |
| | (コースグランド) |
| 2 中挽き.....ググラニュー糖程度の粗さ | (ミディアムグランド) |
| | (レギュラーファイングランド) |
| 3 中細挽き.....中挽き、細挽きの中間の粗さ | (ミディアムファイングランド) |
| 4 細挽き.....グラニュー糖と白砂糖の中間の粗さ | (ファイングランド) |
| 5 極細挽き.....細挽き以下の粗さ | (エキストラファイングランド) |

(別表2)

産地、品種、銘柄の区分及び範囲の例示

- 1) ブルーマウンテン : ジャマイカ・ブルーマウンテン地区にて生産されたコーヒー豆をいう。

- 2) ハイマウンテン：ジャマイカ・ハイマウンテン地区にて生産されたコーヒー豆をいう。
- 3) ジャマイカ：ジャマイカ・プライムウォッシュド、ファクトリーウォッシュド各コーヒー豆を指す。
- 4) クリスタルマウンテン：キューバ産コーヒーで同国輸出規格に基づくコーヒー豆をいう。
- 5) グアテマラアンティグア：グアテマラアンティグア地区にて生産されたコーヒーをいう。
- 6) コロンビアスプレモ：コロンビア産コーヒー豆のスプレモをいう。
- 7) モカハラ：エチオピア産のハラ地区のアラビカコーヒー豆をいう。
- 8) モカマタリ：イエメン産のアラビカコーヒー豆をいう。
- 9) キリマンジャロ：タンザニア産アラビカコーヒー豆をいう。但し、ブコバ地区でとれるアラビカコーヒーは含まない。
- 10) トラジャ：インドネシア スラウエシ島トラジャ地区でとれるアラビカコーヒー豆をいう。
- 11) カロシ：インドネシア スラウエシ島カロシ地区でとれるアラビカコーヒー豆をいう。
- 12) ガヨマウンテン：インドネシア スマトラ島タケンゴン地区でとれるアラビカコーヒー豆をいう。
- 13) マンデリン：インドネシア スマトラ島でとれるアラビカコーヒー豆をいう。
- 14) ハワイコナ：アメリカ ハワイ島でとれるアラビカコーヒー豆をいう。

(別表3)

製法上の特性表示について

インスタントコーヒー

1 スプレードライ法

抽出されたコーヒー液の水分を瞬間的に蒸発乾燥させ、粉状のコーヒーを製造する方法をいう。

2 アグロメレーション

スプレードライで製造されたコーヒーを顆粒状に造粒する方法をいう。

3 フリーズドライ法

コーヒー抽出液を凍結し、真空状態で水分を昇華させ顆粒状のコーヒーを製造する方法をいう。

熱源の冠表示について

1 炭焼、炭火焼

生豆の焙煎開始時から焙煎が終了するまでの一貫工程において、同一の熱源を用いた場合に限り、製法上の特性として当該熱源名を冠した表示を行うことができる。

2 熱源名のブレンド表示について (例) 炭火焼コーヒーブレンド

製法上の特性を訴求する表示を行う場合は、当然その製品を構成するすべてのコーヒーが冠表示される熱源のみによって焙煎され、ブレンドされたものに限っての表示となる。したがって、特定熱源名を冠して「ブレンド」と表示するときは、ブレンドされているコーヒーの種類すべてが表示される特定の熱源のみによって焙煎された場合に限り表示することができる。

3 産地、品種、銘柄名に製法上の特性を併記した冠表示

冠表示との併記を行う場合は、特定の銘柄コーヒーが30%以上ブレンドされていることは勿論のこと、すべてのコーヒーが特定の熱源のみによって焙煎された場合に限って冠表示を併記することができる。

例えば、「モカ炭焼ブレンド」、「炭焼モカブレンド」、「ブルーマウンテン炭焼ブレンド」等は、いずれも特定の銘柄として「モカ」、「ブルーマウンテン」その他冠表示する特定銘柄コーヒーが30%以上使用されていることは勿論のこと、他のコーヒーも含めすべてが熱源に炭を用いて焙煎されたものに限る。

4 遠赤外線焙煎コーヒーについて

加熱焙煎装置名を冠しての表示であれば全く問題はない。したがって、かかる場合は「遠赤外線セラミックヒーター焙煎」という表示が妥当となるが、表示する場合の慣用的用語法として、同上表示から「ヒーター」を省略して「遠赤外線セラミック焙煎」又は「セラミック遠赤外線焙煎」としても差し支えない。なお、上記のごとき表示を行うとき、使用活字は同号数とし、かつ、改行表示を行わないことが望ましい。